

特定機能病院等における入院医療に係る医療機関別の  
包括評価の導入に関する論点について（案）

1. 包括評価の基礎となる診断群分類

- 包括評価の基礎となる診断群分類をどうするか。

※ 診断群分類については、診断群分類原案（α版）の精緻化に向けた作業を行っているところであり、その結果を踏まえたβ版による議論を予定。

- 希少疾病や診療内容が患者により大きく異なる疾病（多発外傷等）の取扱いをどのように考えるか。

2. 包括評価の範囲

- 包括評価の対象となる診療行為等の範囲についてどのように考えるか。手術料等の技術料や高額な薬剤・医療材料の取扱いをどのように考えるか。

3. 包括評価の算定方法

- 包括評価の具体的な算定方法についてどのように考えるか（別紙参照）。

- 入院日数に応じた評価の方法についてどのように考えるか。

- 特定機能病院等の機能を適切に評価する観点から、例えば以下の事項を医療機関別の評価に反映させてはどうか。

- ・ 重症患者の受入れ実績
- ・ 紹介患者の受入れ実績
- ・ 救急患者の受入れ実績
- ・ 医療従事者の指導実績
- ・ 新規技術の導入実績
- ・ 医療安全対策の実績
- ・ 地域医療との連携の実績
- ・ その他

#### 4. 診療報酬の請求方法

- 診療報酬の請求については、月ごとの請求を基本としてはどうか。

#### 5. 特定療養費制度の適用

- 医療機関別の包括評価の対象となった医療機関について、特定療養費制度のあり方について、どのような見直しが考えられるか。

#### 6. 診療報酬の見直し

- 包括評価の導入後は、どのような形で診療報酬の見直しを行っていくのか。また、見直しに必要なデータはどのように収集するのか。

(別紙)

特定機能病院等における入院医療に係る医療機関別の包括評価  
の算定方法のイメージ

- 患者1人当たりの1日当たり包括評価の診療報酬は以下の算定式により算定。

(算定式)

$$\text{基礎償還点数} \times \text{診断群分類別係数} \times \text{医療機関別係数}$$

- ・ 基礎償還点数：対象となる医療機関における包括評価部分に係る患者1人当たりの1日当たりの診療報酬額の平均値
- ・ 診断群分類別係数：各診断群分類別に使用される診療報酬額の平均値を基礎償還点数と比較してウエート付けした相対係数
- ・ 医療機関別係数：前年度の医療費の実績及び医療機関別の評価に基づき設定する医療機関ごとの係数

- 1入院当たりの総診療報酬は、1日当たりの診療報酬に入院日数を乗ずることを基本とするが、入院日数を考慮した評価とすることを検討。